

保育所等の設置認可にかかる意見聴取について

(資料1-2と併せてご覧ください)

【議題の趣旨】

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における定員の設定及び利用定員の変更などについて、子ども・子育て支援事業計画との整合性を審議するにあたり、委員の皆様からご意見を聴取するものです。

○この度、意見聴取の対象となる教育・保育提供区域は、静岡長田区域、清水庵原区域です。

○静岡長田区域では『東新田ひばりこども園の定員変更』及び『梨花幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行』について意見聴取の対象とします。

○清水庵原区域では、『認定こども園ももはなの定員変更』及び『吉原保育園の定員変更』について意見聴取の対象とします。

○意見聴取の詳細などにつきましては、2ページ目以降でご説明します。

○静岡長田区域における意見聴取について

(【資料1-2】3～4ページをご覧ください。)

【説明】

- ・主に、【資料1-2】3ページの『1. 意見聴取内容の概要』にあるとおり、「東新田ひばりこども園の定員変更」及び「梨花幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行」について意見聴取するものです。
- ・【資料1-2】3ページの2. 静岡市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の『②確保方策計-①量の見込み計』から算出される②-①過不足のうち、④欄0歳児12人の不足については、同ページ下部に示す確保の内容に基づき、保育定員の拡大を行います。
- ・確保の内容は、【資料1-2】3ページ下段のとおり、①既存保育施設の定員増（東新田ひばりこども園）や②幼稚園の認定こども園移行（梨花幼稚園）によるものです。②幼稚園の認定こども園移行については、計画で定める需給調整上の特例（※）により行います。

※計画で定める需給調整上の特例

利用定員（供給量）の設定を行う教育・保育提供区域内で利用定員数（供給量）の不足が生じていない場合においても、市が推進する認定こども園への移行に伴う利用定員の設定であれば、利用定員の設定を可能とする特例。

【特例で設定が認められる利用定員の数】

定員の種類	設定が認められる数
1号定員（3～5歳児の教育定員）	30人
2号定員（3～5歳児の保育定員）	30人
3号0歳児定員（保育定員）	3人
3号1-2歳児定員（保育定員）	12人

- ・東新田ひばりこども園は、現在幼保連携型認定こども園として園を運営しており、現園舎横に園舎を増築し、竣工と併せて令和5年1月に2・3号定員（保育定員）の増加を行います。
- ・東新田ひばりこども園の変更後の2・3号定員（保育定員）は、【資料1-2】4ページ上段【3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策】No10のとおり、2号定員（3～5歳児の保育定員）72人（24人増加）、3号定員0歳児（保育定員）24人（12人増加）、3号定員1-2歳児（保育定員）48人（18人増加）の計144人（54人増加）です。

- 梨花幼稚園は、現在施設型給付費の給付を受ける幼稚園ですが、令和5年4月の幼保連携型認定こども園への移行に併せて、1号定員（3～5歳児の教育定員）の減少及び2・3号定員（保育定員）の設定を行います。
- 梨花幼稚園の1号定員（3～5歳児の教育定員）の減少及び2・3号定員（保育定員）の設定後の利用定員は、【資料1-2】4ページ上段【3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策】No16のとおり、1号定員（3～5歳児の教育定員）255人（45人減少）、2号定員（3～5歳児の保育定員）30人（30人増加）、3号定員0歳児（保育定員）3人（3人増加）、3号定員1-2歳児（保育定員）12人（12人増加）の計300人（変更なし）です。
- 『東新田ひばりこども園の定員変更』及び『梨花幼稚園の幼保連携型認定こども園移行』後の、静岡長田区域での利用定員の過不足は、【資料1-2】4ページ上段の『3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策』の表の下部に示す『過不足（確保方策-R5量の見込み）』のとおりであり、1号定員（3～5歳児の教育定員）、2号定員（3～5歳児の保育定員）、3号0歳児定員（保育定員）、3号1-2歳児定員（保育定員）のいずれについても、確保方策が量の見込みを上回る状況となります。

○清水庵原区域における意見聴取について

(【資料1-2】5～6ページ参照)

【説明】

- ・主に、【資料1-2】5ページの『1. 意見聴取内容の概要』にあるとおり、「認定こども園ももはなの定員変更」及び「吉原保育園の定員変更」について意見聴取するものです。
- ・【資料1-2】5ページの2. 静岡市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の『②確保方策計-①量の見込み計』から算出される②-①過不足欄のとおり、1号定員(3～5歳児の教育定員)130人分、2号定員(3～5歳児の保育定員)69人分、3号0歳児定員(保育定員)9人分、3号1-2歳児定員(保育定員)33人分、確保方策が量の見込みを上回っている状況であり、計画上、利用定員の減少が可能な状況となっています。
- ・認定こども園ももはなは、現在幼保連携型認定こども園として園を運営しており、この度1号定員(3～5歳児の教育定員)を園児の利用実態に合わせることにし、令和5年4月に1号定員(3～5歳児の教育定員)の減少を行います。
- ・認定こども園ももはなの1号定員(教育定員)の変更後は、【資料1-2】6ページ上段【3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策】No9のとおり、1号定員(3～5歳児の教育定員)45人(15人減少)、2号定員(3～5歳児の保育定員)45人(変更なし)、3号0歳児定員(保育定員)9人(変更なし)、3号1-2歳児定員(保育定員)26人(変更なし)の計125人(計15人減少)です。
- ・吉原保育園は、現在保育所として園を運営しており、この度2号定員(3～5歳児の保育定員)及び3号定員1-2歳児(保育定員)を園児の利用実態に合わせることにし、令和5年4月に2号定員(3～5歳児の保育定員)及び3号定員1-2歳児(保育定員)の減少を行います。
- ・吉原保育園の2号定員(3～5歳児の保育定員)及び3号定員1-2歳児(保育定員)の変更後は、【資料1-2】6ページ上段【3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策】No18のとおり、2号定員(3～5歳児の保育定員)11人(4人減少)、3号0歳児定員(保育定員)3人(変更なし)、3号定員1-2歳児(保育定員)6人(6人減少)の計20人(10人減少)です。

- 『認定こども園ももはなの定員変更』及び『吉原保育園の定員変更』後の、清水庵原区域での利用定員の過不足は、【資料1-2】6ページ上段の『3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策』の表の下部に示す『過不足（確保方策-R5量の見込み）』のとおりであり、1号定員（3～5歳児の教育定員）、2号定員（3～5歳児の保育定員）、3号0歳児定員（保育定員）、3号1-2歳児定員（保育定員）のいずれについても、確保方策が量の見込みを上回る状況となります。